

京都市告示第 213 号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、当該施設を供用しない日及び供用時間の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成18年9月29日

京都市長 梶本 頼 兼

- 1 平成18年10月1日（日）から平成18年10月31日（火）までを、メインプール及び飛び込みプールを供用しない日とする。

（理由）当該施設をプールからアイススケートリンクへ転換するため

- 2 平成18年10月28日（土）から平成18年10月30日（月）までを、アイススケートリンクを供用しない日から除き、同期間中の当該施設の供用時間を午前9時から午後5時までとする。

（理由）市民の健康増進と家族連れに重点を置いたサービスの向上を図るため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）